

合併浄化槽の設置費用を補助します！

家庭から出る排水をまとめて処理可能な「合併浄化槽」の普及を進めるため、市では工事費用の補助を行っています。ぜひ、合併浄化槽の設置をご検討ください。

1. 東根市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金(市・国)

◆補助の条件と補助金額

- ① 下水道計画区域外に合併浄化槽を設置する方。
- ② 市税等を滞納していない方。
- ③ 自己の居住用住宅(※併用住宅を含む)に設置する方。
※ 併用住宅……店舗兼住宅で、店舗部分の面積が全体の面積の半分より小さい住宅
- ④ 補助金の交付決定通知を受けた後に着工し、**工事完了後 30 日以内**、もしくは**当該年度の3月 10 日**のいずれか早い日までに**実績報告書を提出できる方**。

補助金額 = 浄化槽の人槽(処理対象人員)に応じた「基準額」 + 各種「加算額」

1-1 浄化槽本体に対する補助

人槽	基準額	使用人員割(転換工事加算)※
5人槽	390,000 円	+ 1人あたり 40,000 円 15歳未満は1人あたり 60,000 円
7人槽	474,000 円	
10人槽	660,000 円	

※ 使用人員割は、**転換(建替えを含む)の場合のみ対象**であり、**新設や更新の場合は対象外**。

1-2 地域と付帯工事に対する補助

新設または転換(建替えを含む)の場合を対象に、条件に応じて①～③を加算します。

① 整備促進地域加算

東郷・高崎地区を「整備促進地域」とし、補助金を加算します。

② 二次処理施設加算

整備促進地域において、放流先の確保が困難で、本体工事に付随して二次処理施設(トレンチなど)を設置する場合には加算します。

③ 放流ポンプ等工事加算

整備促進地域において、放流ポンプ(ポンプ一体型浄化槽を含む)を設置する場合には加算します。

加算項目	加算額	備考
① 整備促進地域加算	150,000 円	整備促進地域(東郷・高崎地区)のみ対象
② 二次処理施設加算	100,000 円	
③ 放流ポンプ等工事加算	50,000 円	

1-3 くみ取り槽等撤去工事に対する補助

合併浄化槽への転換に伴い、くみ取り槽(単独浄化槽)の撤去工事を行う場合には加算します。

(同一敷地内への合併浄化槽の設置のため、くみ取り槽等の撤去が必要な場合のみ対象)

加算項目	加算額	備考
くみ取り槽撤去加算	上限 90,000 円	くみ取り槽撤去工事費の額
単独浄化槽撤去加算	上限 120,000 円	単独浄化槽撤去工事費の額

1-4 宅内配管工事に対する補助

宅内から合併浄化槽への流入管、升の設置、合併浄化槽から放流先への放流管の工事を行う場合に加算します。(転換(建替えを除く)の場合のみ対象)

加算項目	加算額	備考
宅内配管加算	上限 300,000 円	宅内配管工事費の額

1-5 合併処理浄化槽の更新に対する補助

設置後 20 年以上経過する合併処理浄化槽を、故障等に伴って新しい合併浄化槽に更新する場合に加算します。設置後 20 年未満の場合は事前に別途協議します。

加算項目	人槽	加算額(上限)
合併処理浄化槽更新加算	5人槽	650,000 円
	7人槽	900,000 円
	10人槽	1,300,000 円

加算額は、人槽ごとの上記の金額、または補助金の合計金額が工事費の10分の 9 に相当する額(千円未満切り捨て)のいずれか低い方を上限とします。

2. 改造資金融資あっせん利子補給(市) ※ 補助金とは別に申請が必要です。

事業名	補助額	備考
改造資金融資あっせん利子補給	融資の利子を市で負担(融資上限 100 万円)	東根市合併処理浄化槽設置整備事業の対象者

3. 東根市浄化槽整備促進事業費補助金(県)

汲取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換(建替えを除く)する場合に、県からの補助が上乘せされます。**新築・建替え・更新の場合は対象外**です。

人槽	基本額	加算額	備考
	本体工事費から市補助金の基準額を引いた額に 1/3 を乗じた額	市補助金の基準額を超える部分の額	下記①②のいずれか低い方が補助金額となります。 ① 左2つの合計額 ② 本体工事費から市補助金の基準額・使用人員割・整備促進地域加算を除いた額
5人槽	上限 160,000 円	上限 50,000 円	
6人槽以上	上限 200,000 円	上限 65,000 円	

《工事の種類》

- 「新設」 … 住居の新築に伴って、あらたに合併浄化槽を設置すること。
- 「転換」 … 既存の住宅の単独浄化槽や汲み取り便槽を、合併浄化槽へ入れ替えること。
- 「建替え」 … 同一敷地内での建替えに伴って、合併浄化槽を設置すること。
- 「更新」 … 既存の住宅の合併浄化槽を、新しい合併浄化槽に入れ替えること。

浄化槽設置届出書/調書の届出から、補助金交付申請、交付決定を経て着工可能になるまで、おおむね3週間を要します。着工まで余裕を持った期間でのお手続きをお願いします。

★お問い合わせ先:生活環境課 生活環境係 ☎0237-42-1111(内線 2175)